

「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」について

1 趣旨

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図り、国民に安全・安心を提供する極めて重要な事業である。しかしながら、治山事業は森林の造成またはその維持・造成に必要な施設の整備を行うものであり、整備後は山腹が固定され、森林が回復し、外観的には周辺と同化し、治山施設等が見えなくなるものも少なくない。

このため、これまでの治山事業100年の中で整備された森林や施設等により緑がよみがえり国土の保全に寄与した治山工事等を後世に伝えていく必要がある。

このようなことから、代表する治山事業を「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」として選定し、HP等で公表するものとする。

※名称等については、委員会の議論を踏まえふさわしいものに変更があり得る。

2 選定方法

林野庁に学識経験者からなる選定委員会を設け、森林管理局、都道府県を通じた推薦による候補地から選定

3 選定の視点

これまで行った治山事業の実施箇所の中で、国民の生命・財産の保全に大きく貢献したもののの中から、森林の回復状況、地域への貢献、治山技術への貢献、都道府県等のPR状況などを考慮して、定める基準に基づき選定する。

4 実施手順

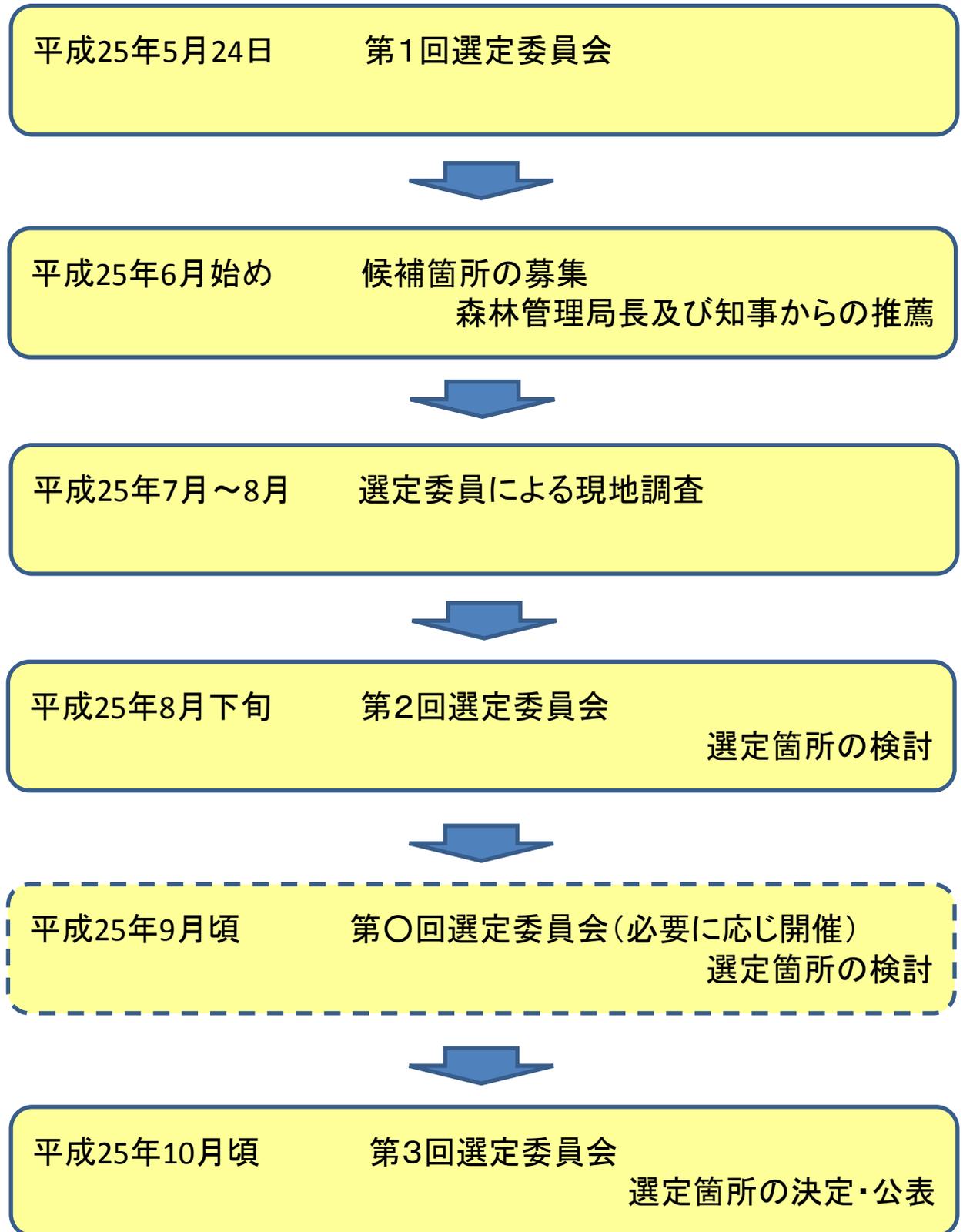
- ① 第1回選定委員会開催（5月24日）
- ② 林野庁治山課から森林管理局、都道府県へ推薦依頼
- ③ 森林管理局、都道府県から林野庁へ候補地報告（平成25年6月末目途）
- ④ 第2回～数回選定委員会（審査）（平成25年7～9月頃）
- ⑤ 選定・公表（10月を目途）

5 その他

選定委員会委員については、有識者5名に委任。

資料②

○ 今後のスケジュール(案)



○ 選定方法(案)

1 候補の推薦

森林管理局長及び都道府県知事は、各森林管理局が管轄する国有林の区域内及び各都道府県の民有林において治山事業が実施された森林の中から、候補を推薦する。

2 選定

「後世に伝えるべき治山」選定委員会は、1により森林管理局長または都道府県知事から推薦された候補地域(森林区域または治山施設)の中から、選定基準に基づき、後世に伝える必要性が高いものを「後世に伝えるべき治山」として選定する。

3 選定数

選定する地域の数、選定委員会において検討し、決定する。

○ 選定基準(案)

1 治山事業が適切に行われた事業地であること

- ・ 国または都道府県が実施した治山事業の施工地（森林の区域又は治山施設）であって、当該事業が終了または一部概成したもの
- ・ 国民の生命・財産の保全に寄与していると考えられること
- ・ 当該森林が高度に発揮すべき保安林の機能が、十分確保されていること
- ・ 治山事業の実施により、施工地の全部または一部が、緑がよみがえったもの（記録、写真、図面等が保存されていること）

2 治山事業地として特筆すべき顕著な成果が表れているもの

- ア 防災等の効果が顕著に表れたこと
- イ 地域社会の発展に顕著に寄与したこと
- ウ 規模、難易度、工法の新規性等、技術的な観点から特筆すべき特徴を有すること
- エ その他、際だった特徴を有すること

選定基準に係る例示

ア 防災等の効果が顕著に表れたこと

- ・ 治山施設が被害の拡大を防止した効果が顕著なもの

イ 地域社会の発展に顕著に寄与したこと

- ・ 農地等の土地利用が進展したもの
- ・ 安全が確保され、住宅地、観光地等の利用が確保されたもの
- ・ 文化財等の保護保全に寄与したもの

ウ 規模、難易度、工法の新規性等、技術的な観点から特筆すべき特徴を有すること

- ・ 特に大規模な災害の復旧を行ったもの
- ・ 施工当時先駆的な工法を用いたもの

エ その他、際だった特徴を有すること

- ・ 事業の普及、啓発への貢献が顕著なもの
- ・ 地域住民の生活環境の保全に寄与したもの
- ・ 災害の記憶を後世に伝えるべき必要があるもの
- ・ 先人の苦労等を後世に伝えるべき必要があるもの
- ・ 社会的な話題性が高い荒廃地等の復旧を行ったもの